

2025
年度

農業融資財務分析基礎講座

決算書の見方・分析の仕方

No.1

系統信用事業の人材育成機関

 農林中金アカデミー
NORINCHUKIN ACADEMY

はしがき

「第六次産業」という言葉をご存知ですか？

農業に関わるお仕事をしていれば、知っている人も多いかと思います。

農業経営者が、第一次産業に分類される農産物の生産だけではなく、生産食品加工（第二次産業）、流通や販売（第三次産業）にも積極的に関わることで、農業を活性化させようというものです。

一×二×三＝六ということで、第六次産業と名づけられました。

（一がゼロになってしまったら、＝ゼロになるという意味もあるようです。）

この第六次産業を支援する法律として、「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律」が平成 22 年 12 月から施行されています。

また、平成 21 年 12 月施行の農地法の改正により、一般法人が農地を貸借することの規制が緩和されたことなどの施策の後押しもあり、農地所有適格法人（以前の農業生産法人）が平成 22 年の 11,829 社から令和 2 年は 19,550 社に、その経営耕地面積も 225,273ha から 543,614ha に、それぞれ増加しています。

また、農業以外の業種から資本提供を受けている法人も増加しており、農業の法人経営や他業種参入が活発になっているといえます。

このような状況下ですが、個人経営も健闘しています。

令和元年の新規就農者は約 56,000 人、うち 49 歳以下は約 18,500 人であり、ここ数年 2 万人前後で推移しています。

農業経営者はもともと高齢者が多いため、年々、廃業される人も増えてはいますが、それでも魅力のある産業であることに違いありません。

この「農業融資財務分析基礎講座」は、JAで働く皆さんへ、とりわけ、個人農家の方への融資を担当されている皆さんへ向けて書きました。

農業を営む個人事業者の

- 決算書の読み方
- 決算書の分析の仕方
- 資金繰りの基本

について、わかりやすく説明をしています。

そして、ここで得た知識を日頃のお仕事に大いに活かし、日本の農業をさらに盛り上げていただけることを期待しています。

どうぞ最後までお付き合いください。

目 次

第1章 農業経営体の決算書

- ① 経営体の種類 8
- ② 決算書の種類と青色申告 9
- ③ 簿記のルール 16

第2章 損益計算書を理解する

- ① 収入金額 23
- ② 棚卸しと収穫基準 26
- ③ 減価償却 29
- ④ 修繕費 34
- ⑤ 人件費 36
- ⑥ その他の経費 39
- ⑦ 農産物以外の棚卸高 41
- ⑧ 経費から差し引く果樹牛馬等の育成費用 42
- ⑨ 各種引当金、準備金等 43
- ⑩ 青色申告特別控除額 44
- ⑪ 肉用牛の特例 46

第3章 貸借対照表を理解する

- ① 現金預金 50
- ② 売掛金と貸倒引当金 51
- ③ 棚卸資産 52

④ 固定資産	53
⑤ 買掛金、未払金	55
⑥ 借入金	55
⑦ 預り金	56
⑧ 事業主貸、事業主借	57
⑨ 元入金	58

第4章 他項目との関係

① 所得区分	62
② 損益通算	64

第5章 決算書分析の仕方

I 個人農家の決算書分析	66
① 決算書分析の前に	66
② 増減分析	69
③ 分析のまとめ	76
II 農業法人の決算書分析	78
① 農業法人とは	78
② 決算書の読み方	79
③ 分析のはじめに	91
④ 各種財務指標による分析	95
⑤ 分析のまとめ	103

第 1 章

農業経営体の決算書

- ① 経営体の種類
- ② 決算書の種類と青色申告
- ③ 簿記のルール

1 経営体の種類

決算書の説明をする前に、農業に関わる経営体の主な種類について確認をしましょう。

大きく分けて、個人と法人の2種類です。

農業で多いのは、個人事業の形態です。

自営業ともいいますが、個人が自身の名義で商売をすることを指します。

個人が100円の商品を仕入れて、これを150円で売ったら50円の儲けです。

1月1日から12月31日までの期間における、こういった商売上の取引を記録して、1年間の儲けを計算します。

この儲けから**所得税**を計算して、翌年3月15日までに、税務署に申告と納税をします。これを**確定申告**といいます。

一方、個人が会社を作って商売をすることを法人経営と呼びますが、一般的な商売であれば、この法人経営の方が、身近でありイメージもわかりやすいかもしれません。

JAも法人の一種です。

法人とは、法的に人格を持った経営体をいい、その法人の名義で商売をします。

その法人に出資をした人は株主といい、その法人の所有者です。

その株主から指名をされた人が役員となり、その役員の代表である社長が、その法人を経営します。

中小企業は、株主と社長が同じ人であることが多いです。

個人は1月から12月までの暦年を計算期間として、儲けを計算していましたが、法人ですと、その法人が定款（法人の目的や組織を定めた基本規則）で決めた事

業年度を計算期間として、その期間における利益をもとに、法人税などを計算して、期末から2か月以内に、税務署に申告と納税をしなければいけません。

法人が儲かったら、株主は配当金をもらったりもします。

農業を営む法人は農業法人と呼ばれます。

さらに、さまざまな要件を満たし、農地を取得することができる農業法人は農地所有適格法人と呼ばれます。

令和2年の農林業センサスによると、農業を経営する個人事業者は約104万人、法人は約3万1千社あるとされています。

2 決算書の種類と青色申告

一般的に、事業の決算書は

- 貸借対照表
- 損益計算書

のふたつが中心とされます。

この決算書の用途はさまざまです。

利益を計算するため、税金を計算するため、金融機関から融資を受けるため、さらに法人の場合は、株主に対し1年間の事業成績を報告するためという重要な目的もあります。

個人の場合、とりわけ個人農家の場合は、税金を計算するためという目的が主かもしれません。

個人と法人、どちらであっても、決算書と、税金の申告書を作ることは一緒に

すが、その様式や計算の仕方は異なります。

さらには、青色申告か白色申告かでも異なります。

青色申告とは、収入や経費に関する日々の取引の状況を記帳し、その記帳からきちんと儲けや税金を計算して申告することをいい、この青色申告の事業者はいくつかの税金計算の特例を使うことができます。

ちなみに、この青色申告の制度は、昭和 24 年に発表されたシャウプ勧告に基づき施行されたものです。

青色申告制度を作ったカール・シャウプが、日本国内を視察中に、日本人は青色に良いイメージを持っていることを知ったことから、青色申告と名付けたそうです。

青空のように晴れ晴れした正しい申告をしてほしいという想いが込められていると言われてしています。

青色申告を選択していない事業者は、白色申告の事業者と呼ばれます。

帳簿を作成すれば自動的に青色申告の事業者になれるわけではなく、事前に申請をする必要があります。

また、青色申告の事業者になっても、実際には帳簿を作っていなかったり、帳簿の内容に虚偽があると、青色申告が取り消されるので注意が必要です。

それでは実際に、個人事業の青色申告決算書の様式を見てみましょう。

農業所得用の所得税青色申告決算書の様式です。

F A 3 1 0 0

令和〇〇年分所得税青色申告決算書（農業所得用）

住所	業種名	事務所所在地
フリガナ氏名	農園名	依頼氏名
	電話番号	税理(名称)
		士番号
		電話番号

この青色申告決算書は機械で読み取りますので、黒のボールペンで書いてください。

提出用
番号

令和〇〇年〇月〇日 損益計算書 (白〇〇月〇〇日 至 〇〇月〇〇日)

科目	金額	科目	金額	科目	金額	科目	金額
収入		経費		所得金額		特別控除額	
① 販売金額		⑧ 作業用衣料費		⑮-⑰		⑱	
② 家事消費金額		⑨ 農業共済掛金		⑲		⑳	
③ 雑収入		⑩ 減価償却費		⑳		㉑	
④ 小計(①+②+③)		⑪ 荷造運賃手数料		㉒		㉓	
⑤ 農産物の期首		⑫ 雇人費		㉔		㉕	
⑥ 棚卸高期末		⑬ 利子割引料		㉖		㉗	
⑦ 計(④-⑤+⑥)		⑭ 地代・賃借料		㉘		㉙	
		⑮ 土地改良費		㉚		㉛	
⑧ 租税公課		⑯ 雑費		㉜		㉝	
⑨ 雑費		⑰ 農産物以外の棚卸高		㉞		㉟	
⑩ 雑費		⑱ 経費から差し引く延棚卸高等の形成費用		㊱		㊲	
⑪ 肥料費		⑳ 計(㉚+㉛-㉜-㉝-㉞-㉟)		㊳		㊴	
⑫ 飼料費							
⑬ 農具費							
⑭ 農薬費							
⑮ 諸材料費							
⑯ 修繕費							
⑰ 動力光熱費							

提出用 (令和二年分以降用)

●下の欄には、書かないでください。

4ページにわたりますが、まず1ページ目が

・**損益計算書**

で、1年間の収入と経費を集計して、所得金額（利益）を計算するものです。

2ページから4ページの途中にかけて、

- A 収入金額の内訳
- B 農産物以外の棚卸高の内訳
- C 雇人費の内訳
- D 専従者給与の内訳
- E 減価償却費の計算
- F 果樹・牛馬等の育成費用の計算
- G 地代・賃借料の内訳
- H 利子割引料の内訳
- I 税理士・弁護士等の報酬・料金の内訳
- J 貸倒引当金繰入額の計算
- K 青色申告特別控除額の計算
- L 本年中における特殊事情

と並び、最後にやっと、

・**貸借対照表**

が登場します。

貸借対照表は、年初と年末のそれぞれにおいて、その個人の農業に関する資産と負債がどれだけあるかを表すものです。

途中のAからLの情報は、この最初の損益計算書と最後の貸借対照表を読み解く上で重要な役割を果たしています。

3 簿記のルール

決算書を読み解く上で、理解しておきたい基本的なルールがあります。

それは簿記のルールです。

簿記とは、日々の取引を帳簿に記録することをいいますが、基本的な理屈を理解しておくこと、決算書がどのように作られているかがわかりやすくなります。

まずは下の図を見てください。

【 借方 】	【 貸方 】
資産	負債
	資本

左側に**資産**と書いてある箱が、右側に**負債**、**資本**と書いてある箱があります。

次の図はどうでしょうか。

【 借方 】	【 貸方 】
費用	収益
利益	

左側に**費用**、**利益**と書いてある箱が、右側に**収益**と書いてある箱があります。

簿記のルールでは、左側を**借方**、右側を**貸方**といいます。

上の図は、事業の**財政状態**を示す貸借対照表をイメージしたものです。

借方の**資産**と、貸方の**負債**と**資本**の合計は、常に一致します。

下の図は、事業の**経営成績**を示す損益計算書をイメージしたものです。

借方の**費用**と**利益**の合計と、貸方の**収益**は、一致します（損失が出ている場合

は、この限りではありません)。

例えば、

- ① 100円を借りて、
- ② その100円で商品を買って、
- ③ その商品を150円で売りました。

という3つの取引は、どのように帳簿や決算書に表すでしょうか。

ここで、簿記のルールを使います。

- ① 100円を借りて、

借方		貸方	
現金(資産)	100円	借入金(負債)	100円

借方に現金100円と書き、貸方に借入金100円と書きます。

資産である現金が100円増え、負債である借入金が増えたことを意味します。

- ② その100円で商品を買って、

借方		貸方	
仕入(費用)	100円	現金(資産)	100円

借方に仕入100円と書き、貸方に現金100円と書きます。

費用である仕入が100円増え、資産である現金が100円減ったことを意味します。

- ③ その商品を150円で売りました。

借方		貸方	
現金(資産)	150円	売上(収益)	150円

借方に現金 150 円と書き、貸方に売上 150 円と書きます。

資産である現金が 150 円増え、収益である売上が 150 円増えたことを意味します。

このように、それぞれの取引について、借方と貸方に適正な科目とその金額を分けて記載したものを仕訳といいます。

資産が増えるときは左の借方に、減るときは右の貸方に、負債が増えるときは右の貸方に、減るときは左の借方に、収益が増えるときは右の貸方に、減るときは左の借方に、費用が増えるときは左の借方に、減るときは右の貸方に、それぞれ金額を書いていきます。

整理すると次の通りです。

項目	借方	貸方
資産	増える	減る
負債	減る	増える
収益	減る	増える
費用	増える	減る

それでは、これらの仕訳を集計すると、決算書はどのように表されるでしょうか。

〈貸借対照表〉

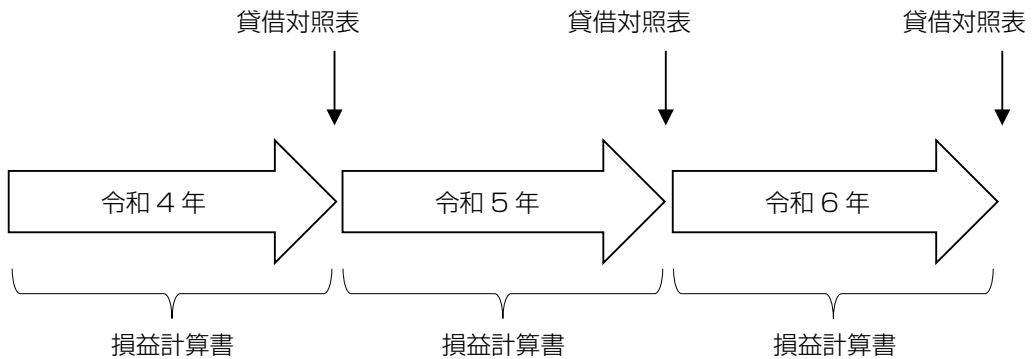
【 借方 】	【 貸方 】
現金 150 円	借入金 100 円
	資本 50 円

〈損益計算書〉

【 借方 】	【 貸方 】
仕入 100 円	売上 150 円
利益 50 円	

このように、財政状態を表す貸借対照表では、現金が150円あるが、借入金も100円あるので、差引50円が資本である。経営成績を表す損益計算書では、売上が150円あるが、この仕入が100円だったので、利益は差引50円である。とわかります。

また、次の図の通り、貸借対照表は、ある時点の財政状態を表すものであり、損益計算書は、ある期間の経営成績を表すものであるということも忘れないようにしてください。



仕訳については、厳密には、その取引をした年月日、内容を示す摘要も記載しなければいけません。

そして、この仕訳をもとに帳簿を作る方法を複式簿記といいます。

複式簿記に対し、これより簡易な方法として単式簿記があります。

単式簿記は、取引を借方と貸方に分ける仕訳を作るのではなく、単純に金額の増減を集計するものです。

身近なものでいえば、家計簿を作るイメージです。

年月日	科目	摘要	増加	減少	残高
	借入金	〇〇から借入れ	100		100
	仕入	△△から仕入れ		100	0
	売上	××へ売上げ	150		150

このような簡易な記録であっても、別途、売上や仕入などの集計表を作成していれば認められます。

簿記に関しては、これ以上の細かい決まりを理解する必要はありません。

皆さんが見る決算書は、このような簿記のルールに従った仕訳がいくつも積み重なってできあがっているものだけを知っておくだけで、決算書がとても読みやすくなります。

2025
年度

農業融資財務分析基礎講座

資金繰りの基本

No.2

系統信用事業の人材育成機関



目 次

第 1 章 資金繰りの基本

- ① 「勘定合って銭足らず」…………… 4
- ② 損益計算と収支計算のズレ…………… 6
 - (1)商品を生入れ、売り上げたケース…………… 6
 - (2)仕入 ≠ 売上原価…………… 22
 - (3)経費における時間的なズレ…………… 28
 - (4)黒字倒産とは…………… 32
 - (5)取引にともなうお金のながれ…………… 34
 - (6)仕入支出と売上収入との時間の「ズレ」…………… 38
 - (7)売上が増加すると、不足金額も大きくなる…………… 39
 - (8)JA 取引と資金繰り…………… 40
- ③ あらためて、資金繰りとは…………… 42
 - (1)「資金繰り」は、お金のやりくり…………… 42
 - (2)なぜ、資金繰りは必要か…………… 43
 - (3)資金繰りの考え方…………… 44
 - (4)JA の立場で資金繰りを考える…………… 45

第 2 章 資金繰りの原則

- ① 資金繰りには、一定の法則がある…………… 48
- ② 資金には性質がある…………… 51
 - (1)資金の運用と調達…………… 51
 - (2)流動と固定の区分…………… 55

(3)「元入金」は返済の必要がない負債	57
(4)流動資金と固定資金	58
③ 固定資金の運用と調達バランス	60
(1)資金貸借対照表から運用と調達のバランスをチェック	61
(2)設備資金の調達	64
④ 流動資金の運用と調達バランス	73
(1)流動資金の中身	73
(2)営業運転資金	75
(3)営業運転資金の調達	76
(4)経営体質の改善が必要	77
(5)営業運転資金の調達方法	78
(6)財務指標で管理	83
(7)売上債権や在庫を少なくするためには	85

第 1 章

資金繰りの基本

- ① 「勘定合って銭足らず」
- ② 損益計算と収支計算のズレ
- ③ あらためて、資金繰りとは

1 「勘定合って銭足らず」

みなさんは、「勘定合って銭足らず」という言葉を聞いたことがありますか？

資金繰りを学習する際には、必ずと言っていいほど出てくる言葉ですが、これは、会計の世界における計算の上では、とりあえず利益が出ているにもかかわらず、手元にはお金が残ってない、という状態をいいます。

ここでいう、「勘定」とは利益（所得）のことで、「銭」とはお金のことを指しますが、利益が出ていれば、当然にお金も残っている、そう考えるのが普通だと思います。

ところが、倒産した会社の決算書を見るとすべて赤字会社かということ、決してそういうわけではありません。実は、黒字でしっかりと利益を出している会社でも倒産することはよくあることなのです。

いきなり暗い話で恐縮ですが、黒字の会社が倒産することなんて……、と不思議に思う人もいらっしゃるかもしれません。

そういう人はおそらく、利益の多い会社は、資金も豊富のはずだから、資金繰りも当然楽だろう、と考えているはずです。

しかし、ここですでに1つの誤解が生じているのです。

なぜなら、利益が多いからといって、必ずしもそれだけのお金が手元にあるとは限らないのです。

なぜでしょうか。その原因は、一言でいえば、

タイムラグ = 時間のズレ

です。

ひと昔前の商売の形態というのは、通常商品を販売すると、商品の引渡しと同時に代金も受け取る、いわゆる

現金主義

でした。

つまり、商品の「販売」と代金の「回収」が一致していたのです。

この場合においては、お金のやりくりについて、それほど頭を悩ますことはありませんでした。

ところが、今や時代は信用経済が中心となっています。

信用経済のもとでは、原材料を購入したり、商品を仕入れたりした場合の決済方法は、掛けによるのが普通です。

むしろ、現金で決済することの方が稀です。

第1分冊でも申し上げましたが、農業における収入金額の計算は、

販売基準

でカウントすると説明しました。

規模の小さい個人事業者は別として、基本的には、代金をもらった時点で収入金額を計算するのではなく、農産物等の商品を販売した時点、つまり、モノの引渡しがあった時点で収入金額をカウントするのです。

一般的にも、小売業はともかくとして、商品や製品を販売したときには現金による決済は行わずに、掛けによって売り上げ、その後に現金や手形で決済されます。

この場合において、会計の世界では、原則として、

発生主義

により、損益を計算することとされています。

発生主義とは、お金の「出」とか「入り」とは関係なく、収益と費用の「発生」にもとづいて損益計算をする方法です。

この発生主義によれば、商品の購入を、掛けで行おうが、現金や手形で支払おうが、「仕入」という事実があれば、その時点で費用として認識されるのです。

逆に、商品を販売すれば、たとえその回収が現金であろうが、または、掛けで売り上げようが、「売上」という事実があれば、収入金額（収益）として認識さ

れることになるのです。

そして、このように発生主義によって計上された収益から費用を差し引いた残りが利益（所得）なのです。

もうお分かりのように、収益や費用を計算する場合に、現金の実際の動きは関係ないので、こうして計算された利益についても、当然、現金の裏付けはありません。

そして、通常は、売上による代金回収（つまり、お金の「入り」）よりも、仕入や販売費などの支払い（つまり、お金の「出」）の方が、先行するでしょうから、どうしてもお金は不足になりがちになるのです。

いかがでしょうか。これで、利益が多くでている会社は資金繰りも楽だ、ということには、必ずしもならないことがお分かりいただけたと思います。

現金主義であれば、「勘定合って銭足らず」の状態にはなりません。あくまで、現代のような信用経済のもとで、発生主義により会計処理が行われると、「勘定」は合うのに「銭」が足らなくなるのです。

2 損益計算と収支計算のズレ

ここで、簡単な例を基に、具体的に数字を使って「勘定合って銭足らず」の原因となる損益計算と収支計算の「ズレ」を確認しておきましょう。

(1) 商品を仕入れ、売り上げたケース

はじめに、「勘定」、つまり利益の計算ですが、これは、

$$\text{収益} - \text{費用} = \text{利益}$$

と計算されます。

これに対して、「銭」、つまりお金の収支は、

$$\text{収入} - \text{支出} = \text{収支}$$

と計算されます。

これらは通常、めったに一致することはありません。

なぜなら、

収益が計上される時期と実際にお金が入ってくる時期

費用が計上される時期と実際にお金を支払う時期

との間に、時間的なズレがあるからです。

① 通常の場合

たとえば、

商品を 10,000 円で仕入れ、同時に現金で支払いました。

この商品を 15,000 円で売り上げ、同時に現金を受け取りました。

この場合の損益計算と収支計算は、次のようになります。

<損益計算>

売 上	15,000 円
売上原価	▲10,000 円
利 益	5,000 円

<収支計算>

収 入	15,000 円
支 出	▲10,000 円
収 支	5,000 円

つまり、仕入も売上も現金で行っているため、損益計算も収支計算も同じになります。

一般的に考えれば、

利益が出れば、その分、お金も増える
ということは、誰でも分かっています。

5,000 円の利益が出ているのだから、当然、収支も 5,000 円のプラス、つまり、金庫のお金が、利益分だけ増えている、そう考えるはずです。

しかし、これはあくまで、仕入も売上も現金で取引している場合です。

次に、さまざまな取引条件のもとでの取引を確認してみましょう。

② 現金で仕入れ、売上が掛けまたは手形のケース

商品を 10,000 円で仕入れ、ただちに現金で支払いました。

この商品を 15,000 円で売り上げ、代金は掛け（または手形）としました。

この場合の損益計算と収支計算は、次のようになります。

<損益計算>

売 上	15,000 円
売上原価	▲10,000 円
利 益	5,000 円

<収支計算>

収 入	0 円
支 出	▲10,000 円
収 支	▲10,000 円

損益計算は、さきほどと同じですが、収支計算がかなり変わっています。

売上収入ゼロに対して、仕入支出は 10,000 円。したがって、収支は、▲10,000 円になります。

つまり、10,000 円の資金不足が生じてしまいます。

5,000円の利益が出ているのに、金庫のお金は10,000円減っている。

損益計算では、5,000円の利益が出ているのですから、本来ならば、5,000円のプラスになっているはずですが。

まさに、「勘定合って銭足らず」の状態です。

なぜなら、売上代金の10,000円は、まだお金になっていません。売掛金や受取手形のままなのです。

この結果、収支は、

利	益	5,000円
売掛金・受取手形の発生		<u>▲15,000円</u>
収	支	▲10,000円

となってしまうからです。

このことから、

売掛金や受取手形が発生すると、お金が不足する

ということが分かります。

さて、これらの売掛金が入金されるか、受取手形が期日になって落ちると、15,000円のお金が入ってきます。

すなわち、15,000円の収入です。

これまでの収支が、▲10,000円ですから、差し引き、プラスの5,000円となります。

これまでの収支	▲10,000円
<u>売掛金入金・受取手形落ち</u>	<u>15,000円</u>
お金の過不足	5,000円

ここでやっと、利益と収支が一致することになります。

ところで、

売掛金が入金になる

受取手形が期日に落ちる

ということは、売掛金や受取手形がお金に変わる、ということです。

つまり、

売掛金や受取手形が減ると、その分お金が増える

ということが分かります。

ここで農業における農産物の取扱いについて触れておきたいと思います。

第1分冊（第2章 2. 棚卸しと収穫基準）において、収穫基準について説明しましたが、農産物については、収穫基準によって売上高を算定することになっています。

この基準は、米・麦・イモ類などの農産物については、それらが販売される前の、収穫された時点でモノが売れたとみなして、売上高を計上するものです。

具体的には、次の算式で計算されることになります。

売上高 = 実際の販売金額 - 期首棚卸高 + 期末棚卸高

そして、算式中の期首棚卸高および期末棚卸高のいずれも

販売価格

で計算することになっています。

このように、農産物の場合は、期末においてまだ販売されていない未販売農産物についても、収穫された時点においてすべて販売されたものとみなして売上高を算定するため、表現こそ、（期首・期末）棚卸高（在庫）にはなっていますが、取扱いのうえでは、これらは売掛金と同じと考えて良いということになります。

これを、具体的な数字を入れて確認してみます。

②' 収穫済みの未販売農産物があるケース

このたび収穫した農産物の販売価格は15,000円で、実際に販売したのは13,000円でした。これらには種苗費、肥料費、農薬費などの原価10,000円がかかっています。

この場合の損益計算と収支計算は、次のようになります。

<損益計算>

実際の売上	13,000円
<u>未販売農産物</u>	<u>2,000円</u> (販売価格)
売上計	15,000円
<u>売上原価</u>	<u>▲10,000円</u>
利益	5,000円

<収支計算>

収入	13,000円
<u>支出</u>	<u>▲10,000円</u>
収支	3,000円

この場合は、実際の売上は13,000円にもかかわらず、売上計は15,000円となっています。

これは、上記で説明したように、まだ販売されていない未販売農産物については、収穫基準により、収穫した時点で販売されたものとみなして、その販売価格により売上高に加えることになっているからです。

一方において、収支計算では3,000円のプラスとなっており、損益計算とは、

2,000 円の差異、つまり資金不足が発生しています。

5,000 円の利益が出ているのに、手元に残っているお金は 3,000 円。

この差額は、もちろん、未販売農産物が原因です。

未販売農産物は、そもそもまだ販売されていないのですから、お金が入ってくるわけがありません。にもかかわらず、その販売価格が売上高に加算されているため、収入金額と差額が発生するのは当然です。

未販売農産物は、いまだ農産物のままなのです。

この結果、収支は、

利	益	5,000 円
<u>未販売農産物の発生</u>		<u>▲2,000 円</u>
収	支	3,000 円

となります。

このことから、

未販売農産物が発生すると、お金が不足する
ということが分かります。

さて、このあと、この未販売農産物が実際に販売されたとします。

この場合の損益計算と収支計算を確認してみます。

<損益計算>

実際の売上	2,000 円
未販売農産物	▲2,000 円 (期首棚卸高)
<u>未販売農産物</u>	<u>0 円 (期末棚卸高)</u>
売上計	0 円
<u>売上原価</u>	<u>0 円</u>
利益	0 円

<収支計算>

収入	2,000 円
<u>支出</u>	<u>0 円</u>
収支	2,000 円

翌期、未販売であった農産物が実際に販売され、2,000 円を受け取ると、あらためて売上として 2,000 円が計上されるとともに、収穫基準の算定式により、前期から繰り越された農産物（期首棚卸高）は売上からマイナスされます。

売上原価もすべて前期に計上されていることから、便宜上、他の取引はないものとする、結果として利益はゼロとなります。

一方、収支計算では、実際に前期未販売であった農産物が販売され、その代金が入金されるため、2,000 円の収入となります。他に支出はないため、収支計算は、2,000 円のプラスとなります。

これまでの収支が、3,000 円ですから、合わせるとプラスの 5,000 円となります。

これまでの収支	3,000 円
未販売農産物の販売・入金	<u>2,000 円</u>
お金の過不足	5,000 円

ここで、利益と収支が一致することになります。

ところで、

未販売農産物が販売・入金になる

ということは、未販売農産物がお金に変わる、ということです。

つまり、

未販売農産物が減ると、その分お金が増える

ということが分かります。

③ 掛けまたは手形で仕入れ、現金売上のケース

商品を 10,000 円で仕入れ、代金の支払いは掛け（または手形）としました。

この商品を 15,000 円売り上げ、代金は現金で受け取りました。

この場合はどうなるでしょうか。

<損益計算>

売 上	15,000 円
売上原価	<u>▲10,000 円</u>
利 益	5,000 円

<収支計算>

収 入	15,000 円
支 出	<u>0 円</u>
収 支	15,000 円

このケースでは、売上収入 15,000 円に対して、仕入支出はゼロ、つまり、収支は 15,000 円になります。

15,000 円の資金が余るわけです。

5,000 円の利益に対して、15,000 円の収支。利益以上のプラスです。

いわゆる金余り状態です。なぜ、こうなるのでしょうか。

そうです。まだ仕入代金の 10,000 円を支払っていないからです。

買掛金や支払手形として、支払いを先に延ばしています。

この結果、収支は、

利	益	5,000 円
<u>買掛金・支払手形の発生</u>		<u>10,000 円</u>
収	支	15,000 円

となるのです。このことから、

買掛金や支払手形が発生すると、お金が増える

ことが分かります。

この状態は、

買掛金を支払う

支払手形を決済する

まで、続くことになります。

買掛金の支払いや支払手形の決済があると、この時点で、10,000 円のお金が出ていくことになります。

すなわち、10,000 円の支出です。

そうすると、ここまでの収支が 15,000 円ですから、差し引きプラス 5,000 円となります。

ここまでの収支	15,000 円
買掛金支払・支払手形決済	<u>▲10,000 円</u>
お金の過不足	5,000 円

ここでようやく、利益とお金の過不足が一致しました。

ところで、

買掛金を支払う

支払手形を決済する

と、買掛金や支払手形が減ると同時に、その分のお金も出ていきます。

つまり、

買掛金や支払手形が減ると、その分、お金も減る

ことが分かります。

④ 掛けまたは手形で仕入れ、掛けまたは手形で売り上げたケース

商品を 10,000 円で仕入れ、代金の支払いは掛け（または手形）としました。

この商品を 15,000 円で売り上げ、代金は掛け（または手形）としました。

仕入れも売上も、掛けや手形で行った場合は、どうなるか確認してみます。

<損益計算>

売 上	15,000 円
売上原価	<u>▲10,000 円</u>
利 益	5,000 円

<収支計算>

収 入	0 円
<u>支 出</u>	<u>0 円</u>
収 支	0 円

損益計算は、相変わらず同じになります。

これに対して、収支計算は売上収入も仕入支出も、ともにゼロです。

したがって、収支もゼロです。

資金の過不足は、ナシ、ということです。

一見すると、利益が5,000円です。ですから、5,000円のお金が余っていても良さそうなものです。

ところが、売上代金の15,000円は、売掛金や受取手形のままで、まだお金にはなっていません。

一方、仕入代金の10,000円も、まだ支払っていません。

買掛金や支払手形として、支払いを延ばしています。

この結果、収支は、次のようになります。

利 益	5,000 円
売掛金・受取手形の発生	▲15,000 円
<u>買掛金・支払手形の発生</u>	<u>10,000 円</u>
収 支	0 円

ところで、

売掛金が入金になった

受取手形が期日になって落ちた

ときには、15,000円のお金が入ってきます。

この時点で、収支は、15,000 円のプラスになります。

一方、

買掛金を支払った

支払手形を決済した

ときには、10,000 円のお金が出ていきます。

収支は、この時点で、10,000 円のマイナスになります。

ここで、問題になるのは、

売掛金の入金や受取手形の期日落ちが先か

それとも、

買掛金の支払や支払手形の決済が先か

ということです。

なぜなら、もし、買掛金の支払いや支払手形の決済の方が先ならば、その時点から、売掛金や受取手形の期日落ちまでの間、10,000 円のお金が不足するからです。

逆に、売掛金の入金や受取手形の期日落ちの方が先の場合は、その時点から買掛金や支払手形の決済までの間、15,000 円のお金が余ることになります。

つまり、こういうことです。

売掛金や受取手形のサイト（期間）が、

買掛金や支払手形のサイトよりも長い場合は、

お金が不足する

逆に、

売掛金や受取手形のサイトが、

買掛金や支払手形のサイトよりも短い場合は、

お金が増える

もちろん、上記の考え方は、いずれも正常な状況下において取引される、シン

ブルなモノの仕入および販売にかかる損益計算と収支計算をイメージしており、赤字受注などのイレギュラーな取引は考えず、また、販売に伴い発生する人件費その他の管理費等についても考慮に入れていませんので、そこはご注意ください。